

令和元年5月9日
九州地方整備局
大分県**「大分県 社会保険加入促進宣言企業」の公表について**

- 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リスト（31社）を公表します -

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的に、平成31年3月4日、※「大分県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。

この会議では、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）を採択し、平成31年3月5日から、当該基準の遵守を宣言する建設企業の募集を行ってまいりました。

今般、平成31年4月26日時点での宣言企業のリスト（31社）を取りまとめましたので、公表いたします。なお、九州管内地域会議（福岡県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県）における宣言企業は479社（本公表を含む。）となっております。

※「大分県建設業社会保険加入推進地域会議」

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、より地域に根ざした取組として徹底を図っていくため、社会保険の加入対策に積極的に取り組む大分県内の建設企業等を対象に、平成31年3月4日に開催したものです。

※宣言企業リストは、九州地方整備局ホームページ上にも掲載しておりますのでご覧ください。

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#mikanyu

社会保険加入対策は、これまで関係者が一体となって取り組んできましたが、この「行動基準」遵守の宣言企業募集は、より地域に根ざした取組として、地域単位・企業単位での運動の定着を図って行こうとするものです。

引き続き、「社会保険加入促進宣言企業」の募集を行っておりますので、本取組の趣旨に賛同される建設企業の皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

■■■「大分県建設業社会保険加入推進地域会議」における「社会保険加入促進宣言企業」募集について■■■

1 募集対象：「大分県内に拠点を置く建設企業」又は「大分県内での施工実績を有する建設企業」

※法人、個人は問いません。

※建設業許可の有無も問いません。

※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

2 応募方法：「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）に会社名、代表者名、所在地等の必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。

3 行動基準：別紙を参照してください。

4 その他：お申込みいただいた建設企業につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として九州地方整備局のホームページ上で、会社名、代表者名、所在地を公表させていただきます。

(問合せ先)

九州地方整備局 建政部 092-471-6331 (代表)

092-409-4201 (直通)

建設産業課長 広瀬 祐一郎 (内線6141)

建設産業課長補佐 熊本 貞賢 (内線6142)

連携推進係長 小倉 一人 (内線6160)

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「大分県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名	
代表者	
所在地	〒

<送付先・問い合わせ先>

大分県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (九州地方整備局 建政部 建設産業課)

FAX 092-476-3511 / TEL 092-471-6331【代表】

「大分県 社会保険加入促進宣言企業」

平成31年4月26日 時点

番号	会社名・団体名	代表者名	所在地
1	朝日工業(株)	代表取締役社長 瀬尾 直樹	大分市豊海4丁目3番19号
2	(株)いろは建築技巧	代表取締役 植山 拓也	中津市大字福島2144番地
3	梅林建設(株)	代表取締役社長 梅林 秀伍	大分市舞鶴町1丁目3番18号
4	鬼塚電気工事(株)	代表取締役 尾野 文俊	大分市大字津留字六本松1981番地の6
5	大分コンクリートポンプ協同組合	理事長 渡辺 類和	大分市六坊北町1-45
6	大分音響(株)	亀井 圭司	大分市大字上宗方字川下296番地2
7	小田開発工業(株)	代表取締役 小田 剛史	佐伯市海崎848番地の1
8	九州ニチレキ工事(株)大分営業所	所長 溝上 秀樹	大分市豊海2丁目1-2
9	九州ニチレキ工事(株)中津営業所	所長 今水 和明	中津市豊田町3-1-35
10	(株)クイック工業	佐藤 圭介	大分市大字田尻670-3
11	(株)熊野建設	代表取締役 佐藤 俊治	大分市大道町5丁目4番14号
12	(有)桑野建設	代表取締役 桑野 剛喜	中津市三光大字森山1260番地
13	(有)佐伯電業社	代表取締役 宮本 昌和	佐伯市女島7444番地
14	松栄電設工業(株)	代表取締役 木村 和由	大分市三佐一丁目10番13号
15	(株)清電社	代表取締役 清水 敏幸	大分市向原西1丁目8番29号
16	(株)セキ土建	代表取締役 嵯峨 雄二	大分市大字佐賀関4の3341番地の4
17	大徳電業(株)	代表取締役 秋吉 素史	大分市牧1丁目4番13号
18	(株)太陽	代表取締役社長 銚之原 俊文	大分市豊海4丁目3番19号
19	(株)タカハシ	代表取締役 高橋 八郎	大分市大字種具1402-1
20	谷川建設工業(株)	代表取締役 谷川 憲一	佐伯市常盤南町8番33号
21	利光建設工業(株)	代表取締役 利光 正臣	大分市新栄町8-11
22	(株)友岡建設	代表取締役 友岡 孝幸	竹田市大字会々2808番地5
23	(株)日本電工	代表取締役 岡田 司朗	大分市大字三佐字八幡島2034番地
24	日本電設工業(株)九州支店	執行役員支店長 宗久 秀樹	福岡市博多区比恵町十三番七号
25	(有)幡山建工	代表取締役 幡山 政美	中津市大字上如水221番地
26	(有)豊肥シャッターメンテナンス	佐保 文彦	豊後大野市三重町百枝3258-35
27	豊南電工(株)	代表取締役 矢野 早已	津久見市大字津久見1575番地の1
28	松尾建設(株)大分支店	支店長 前田 勝三	大分市新貝3番20号
29	三浦国土建設(株)	代表取締役 三浦 宏之	大分市大字津守60番地の1
30	明大工業(株)	代表取締役社長 藤澤 正浩	別府市船小路町3番43号
31	安田電機(株)	代表取締役 安田 雅豊	中津市大字島田423番地の8

※会社名は五十音順です。